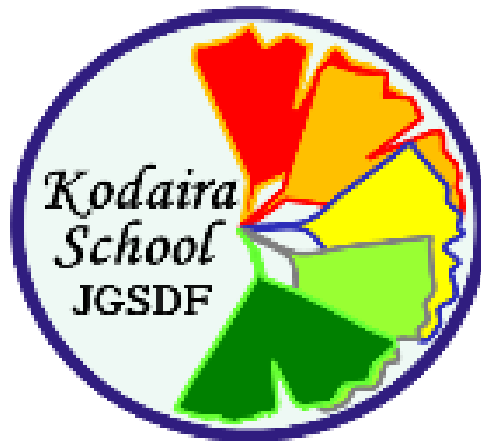


「陸上自衛隊小平駐屯地における展示即売会」

募集要領・仕様書



陸 上 自 衛 隊 小 平 学 校

目 次

1	募集要領	・・・・・・・・・・	1 ～ 15
2	仕 様 書	・・・・・・・・・・	16 ～ 19
3	別添 厚生センター平面図		

募 集 要 領

1 概 要

東京都小平市喜平町 2-3-1 に所在する陸上自衛隊小平駐屯地において、隊員に対するサービス及び便益性の質的向上を目指すため、展示即売会業者を以下に記載する諸条件に従い、募集する。

2 応募資格

- (1) 令和 4、5 及び 6 年度の各省庁における「物品の製造・販売等」に係る一般競争（指名競争）入札の参加資格を有すること。
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て業者等で遂行できること。
- (5) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者
- (6) 業者等の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び第 7 号から第 10 号に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (12) 本募集要領の全記載事項を遵守できること。

3 設置施設の所在地

東京都小平市喜平町 2-3-1

陸上自衛隊小平駐屯地 厚生センター内

4 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく、行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置場所及び店舗数

- ア 厚生センター1階 1店舗（6.75㎡）
- イ 同2階中央ロビー 1店舗（11.0㎡又は8.0㎡）
- ウ 同2階談話室 1店舗（18.0㎡又は39.0㎡）

※ 1日最大2店舗とし、申請時に上記のどちらを使用するかを明記すること。

(3) 厚生センター平面図

別添のとおり

(4) 使用許可期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

なお、業務の開始及び終了の時期については、国有財産使用許可状況等により変更することがある。

(5) その他

仕様書のとおり

5 応募手続等

(1) 募集要領・仕様書の配布

ア 日 時

令和4年10月3日（月）～同年10月14日（金）14:00～16:00
（ただし、土・日及び祝日を除く。）

イ 場 所

陸上自衛隊小平学校 総務部厚生課厚生班

(2) 申請書等の提出

展示即売会を希望する者は、次に掲げるとおり申請手続きを実施すること。

なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書 1部（別紙第1）

(イ) 企画提案書 16部（別紙第2）

以下の項目については、必ず記載すること。

- a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）
- b 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
- c 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
- d 衛生管理方法
- e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
- f 会社概要
- g その他のアピールポイント

(ウ) 電気器具使用許可申請書 1部(別紙第4)

(エ) 実施日希望表 1部(別紙第5)

(オ) その他関係書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次に掲げる関係書類を併せて提出すること。

(関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず、無効とする。)

a 業務確約書(別紙第6)

b 戸籍抄本(法人である業者にあつては、登記簿謄本)

発行後3か月以内のもの

c 財務諸表

(a) 個人

直近の所得税青色申告決算書、確定申告書等(申請後直前1年以内に税務署に提出したもの。)

(b) 法人

直近の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等(申請後直前1年以内に税務署に提出したもの。)

d 営業経歴書(直近のもの)

e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

f 印鑑証明書

発行後3か月以内のもの

g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し

※ 国の競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しをb～eに定める書類に代えることができる。

h 誓約書(別紙第7)

i 役員名簿(別紙第8)

イ 提出先

陸上自衛隊小平学校総務部厚生課厚生班 矢吹、小西

〒187-8543

東京都小平市喜平町2-3-1

電話 042-322-0661(内線311・312)

ウ 提出期間

令和4年10月3日(月)～同年10月20日(木) 12:00

エ 提出要領

提出する書類は、日本工業規格A列4番を使用し、A列4番より大きな用紙を使用する場合には、A列3番を用いること。

なお、これにより難しい場合、又はパンフレット等の冊子を参考に添付する場合にあつては、この限りではない。また、ホッチキス止めとし、簡単な装丁を実施する。

(3) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、無効又は失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
- イ 提出書類が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(4) 提出書類修正の禁止

提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

6 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

7 業者決定結果等

(1) 決定年月日

令和4年11月25日（金）

(2) 結果通知要領

決定後、陸上自衛隊小平学校厚生課から決定業者宛に書面等により通知する。

8 業者決定後の提出書類

展示即売会業者として決定された者は、提出書類を期限までに提出すること。

(1) 提出書類

- ア 国有財産使用許可申請書等
- イ 通門申請書

(2) 提出先

5(2)イのとおり

(3) 提出期限

令和4年12月9日（金）15：00まで（期限厳守）

9 問い合わせ先

陸上自衛隊小平学校総務部厚生課厚生班 矢吹、小西

〒187-8543

東京都小平市喜平町2-3-1

電話 042-322-0661（内線311・312）

FAX：042-322-0661（内線319）

※ 土、日及び祝日を除く、平日9：00～12：00、14：00～17：00

10 その他

この募集要領に定めない事項については、陸上自衛隊小平学校総務部厚生課の指示によるものとする。

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊小平学校長 殿

本社（店）所在地：

(フリガナ)

商号又は名称：

(フリガナ)

代表者の氏名：

印

法人・個人の別： 法人 ・ 個人

(フリガナ)

担当者の氏名：

電 話：

F A X：

東京都小平市喜平町2-3-1に所在する陸上自衛隊小平駐屯地において、展示即売会での販売を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

〈申請を行う業種〉

販 売 品 目	場所の希望	電気器具の有無

〈記入例〉

販 売 品 目	場所の希望	電気器具の有無
スポーツ用品	厚生センター2階	なし

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを記入、申請印は登録印を使用して下さい。

企 画 提 案 書

会 社 名：

販売業種：

a	主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）
b	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（100字以内）
c	省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（100字以内）
d	衛生管理方法（100字以内）
e	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法（100字以内）

f 会社概要（パンフレット可）

(1) 本社所在地：

(2) 設立年月日：

(3) 資本金：

(4) 社員数：

(5) 店舗数：

(6) 売上高：

g その他のアピールポイント（200字以内）

主 な 販 売 予 定 商 品 ・ 販 売 価 格 表

メーカー名	商 品 名	規格等	販売価格	市場価格
例) サロモン	シューズ	ゴアテックス	12,000	16,980

※ メーカー名及び商品名については、五十音順にて記載すること。

電 気 器 具 使 用 許 可 申 請 書

会社名：

番号	建物番号	階数	使用器具名	容量(W)	取扱責任者	備 考
例	6 6 号 (厚生センター)	1 F	パソコン	50	小平太郎	

※ 仕様が記載されたカタログ等を添付すること（コピー可）

実施日希望表

令和5年度

4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
計 _____ 日																
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
計 _____ 日																
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
計 _____ 日																
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
計 _____ 日																
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
計 _____ 日																
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
計 _____ 日																

※ 使用する階（1F、2F中央又は談話室）を記入して下さい。

実 施 日 希 望 表

令和5年度

10月	1 日	2 月	3 火	4 水	5 木	6 金	7 土	8 日	9 月	10 火	11 水	12 木	13 金	14 土	15 日	16 月
	17 火	18 水	19 木	20 金	21 土	22 日	23 月	24 火	25 水	26 木	27 金	28 土	29 日	30 月	31 火	
																計 _____ 日

11月	1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月	7 火	8 水	9 木	10 金	11 土	12 日	13 月	14 火	15 水	16 木
	17 金	18 土	19 日	20 月	21 火	22 水	23 木	24 金	25 土	26 日	27 月	28 火	29 水	30 木		
																計 _____ 日

12月	1 金	2 土	3 日	4 月	5 火	6 水	7 木	8 金	9 土	10 日	11 月	12 火	13 水	14 木	15 金	16 土
	17 日	18 月	19 火	20 水	21 木	22 金	23 土	24 日	25 月	26 火	27 水	28 木	29 金	30 土	31 日	
																計 _____ 日

1月	1 月	2 火	3 水	4 木	5 金	6 土	7 日	8 月	9 火	10 水	11 木	12 金	13 土	14 日	15 月	16 火
	17 水	18 木	19 金	20 土	21 日	22 月	23 火	24 水	25 木	26 金	27 土	28 日	29 月	30 火	31 水	
																計 _____ 日

2月	1 木	2 金	3 土	4 日	5 月	6 火	7 水	8 木	9 金	10 土	11 日	12 月	13 火	14 水	15 木	16 金
	17 土	18 日	19 月	20 火	21 水	22 木	23 金	24 土	25 日	26 月	27 火	28 水	29 木			
																計 _____ 日

3月	1 金	2 土	3 日	4 月	5 火	6 水	7 木	8 金	9 土	10 日	11 月	12 火	13 水	14 木	15 金	16 土
	17 日	18 月	19 火	20 水	21 木	22 金	23 土	24 日	25 月	26 火	27 水	28 木	29 金	30 土	31 日	
																計 _____ 日

※ 使用する階（1F、2F中央又は談話室）を記入して下さい。

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊小平学校長 殿

「陸上自衛隊小平駐屯地における展示即売会業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地：

(フリガナ)

商号又は名称：

(フリガナ)

代表者の氏名：

印

法人・個人の別： 法人 ・ 個人

(フリガナ)

担当者の氏名：

電 話：

F A X：

＊ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを記入、申請印は登録印を使用してください。

誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記第 1 項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用にあたっては、下記第 2 項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第 3 項の措置を行うことを誓約します。

当方が下記第 1 項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局への情報提供することに同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第 8 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき、公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するにあたって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 前項による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊小平学校長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

役 員 名 簿

[illegible]

仕 様 書

1 業務件名

陸上自衛隊小平駐屯地における展示即売会業務

2 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊小平学校長（以下「甲」という。）が決定する。

3 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、展示即売会設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、防衛省北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が使用許可財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が、使用許可条件に違反したとき。
 - ウ 丙の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - エ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - オ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
 - キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合には、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。
この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

4 丙の資格

丙は以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。

- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て業者等で遂行できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

5 国有財産使用料

- (1) 丙は、乙に展示即売会の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
1平方メートル当たりの国有財産使用料は、別途通知する。
(※ 令和4年度国有財産使用料の参考例)
年間5日間、6.75㎡使用の場合
使用料1,169円（消費税込み）
- (2) 光熱水料は、別途徴収する。
- (3) 国有財産使用料は、国有財産使用許可書に基づき、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納すること。

6 業務期間

- (1) 令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）
原則、土、日及び祝日を除く平日とする。時間は09：00～19：00までの間とする。
なお、業務の開始及び終了の時期については、国有財産使用許可状況等により変更することがある。
- (2) 時期については、希望日を聴取し決定するが、国の行事等に変更することがある。
- (3) 希望日が重複した場合は、甲が統制し、決定する。
- (4) 決定した営業日については、原則変更できない。

7 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

8 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

9 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売会を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (4) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

10 衛生等の健康保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

11 情報保全等の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に小平駐屯地の警備指示等に従い、駐屯地内での行動及び情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。
- (3) 丙は、本契約の解除又は中断した場合、本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が乙に提供した情報（乙が作成した複製物を含む。））を甲に返還し、又は甲の指示に従って当該媒体の廃棄、記録の消去等の措置を講じなければならない。

12 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し、一切の損害を賠償するものとする。

13 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により、本業務を解除しようとするときは、甲の指示に従い解除することができるが、国有財産使用料については返金しない。

14 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき、業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 丙は、本業務の遂行にあたっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 展示即売会の設置、撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行にあたっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 丙は、設置場所周辺に損壊を与えた場合は、担当職員に通報し、その指示に従い、修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 丙は、常に利用者のニーズや市場を意識した品揃え及び価格設定等の自助努力により、利用者に満足される運営に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、販売すること。

- (7) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は即時に対応すること。
- (8) 丙は、展示即売会終了後周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他担当職員の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (10) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員と丙の間で協議する。

15 その他

丙が設置した備品及び器材は、本業務終了後すべて撤去するものとする。

厚生センター平面図

